

国分寺市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

令和 3 年 9 月 7 日

1. 趣旨

国分寺市プレミアム付商品券の発行にあたって、取扱店の募集について必要な事項を定める。

2. 商品券の概要

- (1) 発行主体 国分寺市
- (2) 発行総額 最大 6 億 5,000 万円
- (3) 発行冊数 最大 100,000 冊
1 冊あたり 500 円券×13 枚 (A 券 6 枚・B 券 7 枚)
A 券…全ての取扱店舗で使用可能
B 券…小規模事業者でのみ使用可能
(小規模事業者：店舗面積が 350 m²以下)
- (4) 対象者 申込時に国分寺市内に住んでいる方
- (5) 購入方法 はがき又はホームページからの申込
- (6) 販売場所 市が指定する金融機関及び公共施設
- (7) 使用期間 令和 3 年 12 月 1 日 (水) ~令和 4 年 2 月 28 日 (月)

3. 応募資格・条件

(1) 小規模事業者 (A 券・B 券取扱店舗)

国分寺市内に店舗、事業所等を有する事業者で、店舗面積^{*}が 350 m²以下であること。
ただし、次のアからエに該当する事業者を除く。

ア 大型商業施設 (店舗面積 350 m²超) に入居するテナント

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。) 第 2 条に規定する「性風俗関連特殊営業」に係るもの

ウ 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や事業の内容が法令又は公序良俗に反するもの

エ その他市長が不相当と認めるもの

(2) (1) 以外の事業者 (A 券のみ取扱店舗)

国分寺市内に店舗、事業所等を有する事業者で、(1) 以外の事業者であること。ただし、次のアからウに該当する事業者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。) 第 2 条に規定する「性風俗関連特殊営業」に係るもの

- イ 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や事業の内容が法令又は公序良俗に反するもの
- ウ その他市長が不相当と認めるもの

※【主な業種の店舗面積に含まれる部分】

小売店…大規模小売店舗立地法の店舗面積に含む部分	
部分名	定義
売場	直接物品販売の用に供する部分。
ショーウインド	階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは含まない。
ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する部分。
サービス施設	買物品配送等承り所、買物相談所、その他顧客に対するサービスを提供する部分。
物品の加工修理場のうち顧客から引受渡の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴等の加工又は修理の顧客からの引受渡の用に直接供する部分。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。
飲食店	
部分名	定義
飲食場	直接飲食の用に供する部分（フロア等）
厨房	調理場、シンク、冷蔵庫等
医療業	
部分名	定義
受付・待合室	接客の用に供する部分
診療室	処置室、レントゲン室、点滴室等
理美容業	
部分名	定義
受付・待合室	接客の用に供する部分
作業場	シャンプースペース、カットスペース等
建築業・不動産業関係（売場を用さない業種）	
部分名	定義
受付・待合室	接客の用に供する部分

【店舗面積に含まない部分（直接販売の用に供さない部分）】

階段（踊り場、吹き抜け含む）、休憩室（客室休憩室又は喫煙室）、便所、事務室・荷扱い所（倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設）

4. 取扱店の登録申込み

- (1) 取扱店として登録を希望する者は、この募集要項に同意及び誓約のうえ、「国分寺市プレミアム付商品券取扱店申込書」(以下「登録申込書」という。)に必要事項を記入し、国分寺市市民生活部経済課へ FAX, メール, 郵送のいずれかの方法により申し込むものとする。また、市内に複数の店舗・事業所を持つ事業者については、各店舗・事業所単位の登録申込書を提出するものとする。
- (2) 市は、申込みのあった事業者について審査を行い、取扱店として適当であると認めるときは、当該事業者に対し、「取扱店登録証明書」を交付する。
- (3) 取扱店登録にかかる費用は無料とする。

5. 申込期間

令和3年9月7日(火)から令和3年10月15日(金)まで(必着)に登録申込すると別に作成する取扱店一覧(紙媒体に限る)に掲載される。なお、令和3年10月16日(土)から令和4年1月31日(月)まで(必着)随時登録申込書の受付を行うが、この場合、取扱店一覧(紙媒体に限る)に掲載はできないが、市HPにて掲載する。

6. 商品券取扱上の留意事項

- (1) 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、使用期間内において、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供を行う。
- (2) 使用期間を過ぎた商品券は使用できない。
- (3) 釣銭は出さないものとする。
- (4) 以下のものは、商品券の使用対象とならない。
 - ア 明らかな資産形成である出資や不動産・金融商品の購入等
 - イ たばこの購入
 - ウ 商品券, ビール券, 図書券, 切手, 印紙, プリペイドカード等換金性の高いもの
 - エ 風営法第2条に規定する営業への支払い
 - オ 国や地方公共団体への支払い(税金, 市指定のごみ袋, 国民健康保険税や介護保険料など)
 - カ 電気・ガス・水道・電話・NHK受信料等のいわゆる公共料金
 - キ 商品の仕入れ等の事業上の取引
 - ク その他市長が不相当と認めるもの

7. 商品券の換金

- (1) 市が指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に、使用された商品券(裏面に取扱店名が記入されているもの)及び別に指定する換金依頼書とともに、「取扱店登録証明書」を持参のうえ手続きを行い、口座への入金による換金とする。なお、指定金融機関に口座を保有していない場合は、あらかじめ開設しておくこと。

- (2) 商品券の換金期限は、**令和4年3月11日(金)**までとする。なお、この期間を過ぎたものは、換金を行わない。
- (3) 取扱店における換金にかかる金融機関への手数料は、無料とする。

8. 取扱店の責務

- (1) 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ア 商品券使用者との取引において商品券の受け取りを拒まないこと。
 - イ 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
 - ウ 商品券を受け取ったときは、裏面の所定欄に取扱店名を必ず記入すること。
 - エ 既に取扱店名の記入がある場合は、使用できないものとして受け取りを拒否すること。
 - オ 商品券の取扱店であることが明確になるよう、市又は国分寺市商工会が作成・配布する掲示物を消費者が分かりやすい場所に掲示すること。
 - カ 偽造防止対策の欠落や明らかな色合いの違いなど、偽造された商品券と疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市に報告すること。
 - キ 商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース（たとえば、一人の消費者が明らかに大量に使用しようとする場合など）があった場合は、その事実を速やかに市に報告し、対応について指示を受けること。
 - ク 商品券使用者から受け取った商品券の紛失、盗難、滅失等による損失は、取扱店の自己責任とし、換金を行わない。
 - ケ 取扱店は、登録事項に変更があったときは、速やかに市に報告すること。
 - コ 当該事業が円滑かつ適切に行われるよう、市及び国分寺市商工会等の関係機関との適切な連携体制の構築に協力すること。

9. 取扱店の取消

市は、取扱店がこの募集要項の各事項に違反すると認める場合には、取扱店としての登録を取り消すことができるものとする。

10. 登録申込書の入手・提出先・問い合わせ先

登録申込書は市ホームページからダウンロード又は市経済課窓口、国分寺市商工会窓口等で配布するものを使用すること。

〈提出先・問い合わせ先〉

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

国分寺市役所 経済課 商品券担当

電話：042-325-9517（直通）※令和4年3月11日(金)まで開設

FAX：042-323-9062 E-mail：keizai@city.kokubunji.tokyo.jp